

5 障害年金・遺族年金について

(1) 障害年金

手続が必要

「障害厚生年金」は、被保険者期間中に「初診日※1」のある傷病により、一定の障害状態（障害等級1級～3級）に該当すると認定されたとき支給されます。（障害等級は、身体障害者手帳の認定基準とは異なります。）

さらに、障害等級が1・2級に該当する場合は、「障害基礎年金」（国民年金）も併せて支給されます。

なお、初診日から1年6か月後の時点では障害状態に該当せず、その傷病が満65歳までの間に該当した場合は、障害年金を受けることができます（事後重症制度）。ただし、事後重症による請求は65歳に達する日の前日までに行わなければなりません。

※1 初診日とは、その傷病で初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日。

【支給要件】 次の要件を全て満たす場合に支給されます。

- ◆ 障害の原因となった傷病の「初診日」に被保険者であること。
- ◆ 障害認定日（初診日から起算して1年6か月を経過した日、又はその期間内にその傷病が治った日（症状が固定した日を含む））までに障害等級の1～3級の障害状態にあること。
（事後重症の場合は障害認定日後65歳に達する日の前日までに障害等級の1～3級の障害状態にあること。）
- ◆ 保険料納付要件を満たしていること。（請求時、共済組合に確認）

【障害の程度と支給される年金等】

障害等級	共済組合から支給	日本年金機構から支給	障害基礎年金額 (令和3年度)
1級	障害厚生年金※1	障害基礎年金	1級…976,125円/年 +子の加算※2
2級	障害厚生年金※1	障害基礎年金	2級…780,900円/年 +子の加算※2
3級	障害厚生年金	—	
3級より軽い程度	障害手当金 (一時金)※3		

※1 1級・2級の障害厚生年金を受ける方に生計を維持されている※465歳未満の配偶者がいる場合は、加給年金額（224,700円（令和3年度））が支給されます。

※2 子の加算

障害基礎年金を受ける方に生計を維持されている※4次に該当する子がいる場合は、子の加算があります。

【年齢要件】

- ◆ 18歳に達する日の属する年度末までの間にある未婚の子
- ◆ 20歳未満で、障害等級が1級又は2級に該当する障害状態にある未婚の子

【年金額（令和3年度）】

- ◆ 1人目・2人目の子 各 224,700 円／年
- ◆ 3人目以降の子 各 74,900 円／年

※3 障害手当金（一時金）

初診日が被保険者期間中にあり、当該初診日から起算して5年を経過する日までの間にその傷病が治った日において、一定の障害の状態（障害等級の3級より軽い程度）である場合に支給されます。

※4 被保険者と生計が同一で年収 850 万円未満（又は所得 655.5 万円未満）であること

障害厚生年金について

参考資料

「障害厚生年金」とは、被保険者期間中に初診日のある傷病により、一定の障害状態(障害等級1級～3級)に該当すると認定されたときに支給される年金です。

受給要件

- 1 障害の原因となった傷病の「初診日」に被保険者であること。
* 「初診日」とは、その傷病で初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日。
- 2 障害認定日に障害等級の1～3級の障害状態にあること。(注) 身体障害者手帳の認定基準とは異なります。

「障害認定日」とは、初診日から起算して1年6か月を経過した日、又はその期間内にその傷病が治った日です。「治った日」には、その症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日(症状固定日)が含まれます。

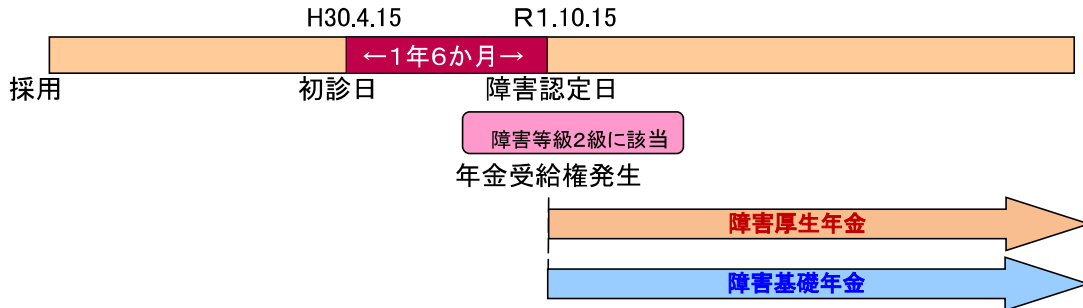
次の症例については、特例として治った日(症状固定日)として初診日から1年6か月以内でもそれぞれの日が 障害認定日になります。

〈障害認定日が1年6か月以内になる特例症例〉

症例の現象	障害認定日
○ 上肢・下肢を離断又は切断したもの	離断又は切断した日
○ 人工骨頭又は人工関節を挿入、置換したもの	人工骨頭又は人工関節の挿入、置換の日
○ 脳血管疾患による機能障害	初診日から起算して6か月を経過した日以後 ※医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められる場合等に限る。
○ 心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器(ICD)又は人工弁を装着したもの	心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器(ICD)又は人工弁を装着した日
○ 心臓移植、人工心臓、補助人工心臓	移植又は装着日
○ CRT(心臓再同期医療機器)、CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)	装着日
○ 胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管(ステントグラフトも含む)を挿入置換	挿入置換日
○ 人工透析療法を施行したもの	人工透析療法を初めて受けた日から起算して3か月を経過した日
○ 人工肛門造設、又は尿路変更術を施したもの	人工肛門造設、又は尿路変更術を施した日から起算して6か月を経過した日
○ 新膀胱を造設したもの	新膀胱を造設した日
○ 喉頭全摘出手術を施したもの	喉頭全摘出手術を施した日
○ 在宅酸素療養を行っているもの	在宅酸素療養を開始した日
○ 遷延性植物状態であるもの	状態に至った日から起算して3か月を経過した日以後

- 3 初診日の前々月までの保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が、公的年金制度に加入している期間（公立学校共済組合に加入する前の期間も含む）の3分の2以上であること。

受給の例（2級）



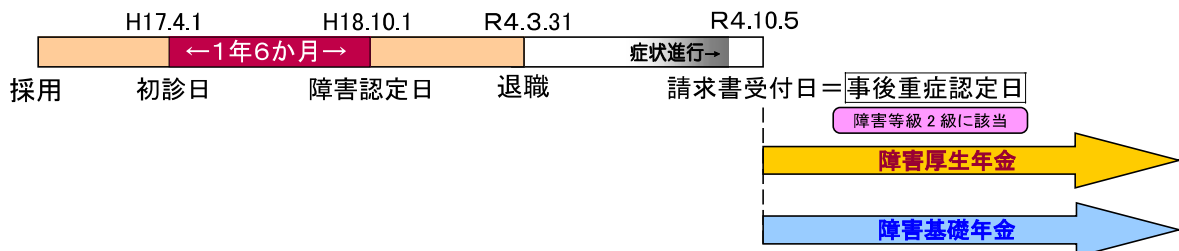
受給権発生月の翌月分から「障害厚生年金」「障害基礎年金」の支給開始
 (障害基礎年金は障害等級が1級又は2級の場合に日本年金機構から支給)

【事後重症制度について】

初診日から1年6か月後の時点(障害認定日)では障害状態に該当せず、その傷病が満65歳までの間に該当した場合は、障害年金を受けることができます。ただし、請求は65歳に達する日の前日までに行わなければなりません。

この場合は、年金支給開始の基準日(=事後重症認定日)は請求書の受付日となります。

受給の例(事後重症, 2級)



事後重症認定日の属する月の翌月分から「障害厚生年金」「障害基礎年金」支給開始
 (障害基礎年金は障害等級が1級又は2級の場合に日本年金機構から支給)

障害厚生年金 請求手続の流れ

①まず、神奈川支部年金グループへお問い合わせください。

本人から状況をお伺いしたうえで、障害について概要を記載いただく「障害等級の認定依頼について」の用紙を送付します。

②診断書・年金請求書等の送付

提出された「障害等級の認定依頼について」の内容に基づき、診断書や年金請求書等の様式を送付しますので、書類をそろえて神奈川支部へ提出してください。

③障害程度の認定

提出された診断書等は、神奈川支部で確認のうえ、公立学校共済組合本部に送付され、障害等級の審査を認定医が行います。

* 審査には、3～4か月程度の期間を要します。

④認定結果

神奈川支部から本人へ、認定の結果と追加で必要な書類をお知らせします。

⑤年金の決定

提出された追加書類は、神奈川支部で確認のうえ、本部に送付され、本部で年金の決定手続を行います。

⑥年金の支給

以下のどちらの年金も、障害認定日又は事後重症認定日の翌月分から支給されます。

障害厚生年金 … 障害等級の1級～3級に該当した場合に、障害認定日までの被保険者期間等をもとに年金額が決定されます(在職中は一部が支給停止となる場合あり)。

障害基礎年金 … 障害等級の1級又は2級に該当した場合は、日本年金機構から支給されます。
・ 年金額は定額です[1級:976,125円 2級:780,900円(令和3年度)]。

※ 傷病手当金を受給している場合には、年金受給に伴い、調整・戻入を要する場合があります。

※ 上記①～⑥の手続を経るため、年金が支給されるまでには数か月を要します。

問合せ先
公立学校共済組合神奈川支部 年金グループ
電話 (045) 210-8183

(2) 遺族年金

「遺族年金」は、厚生年金保険の被保険者（組合員）又は被保険者（組合員）であった方が亡くなったときに遺族に支給される年金です。

「遺族厚生年金」の額は、一般的に亡くなった方の老齢厚生年金の3/4に相当する額とされています。

【支給要件】 次の要件のいずれかに該当する場合に支給されます。

- ◆ 被保険者が死亡したとき^{※1}
- ◆ 被保険者であった者が、被保険者期間に初診日がある傷病が原因で、当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき^{※1}
- ◆ 障害厚生（共済）年金（1級又は2級）の受給権者が死亡したとき
- ◆ 老齢厚生（退職共済）年金の受給権者又は公的年金加入期間が25年以上ある者が死亡したとき

※1 保険料納付要件あり。（請求時、共済組合に確認）

【遺族とは】

被保険者（又は被保険者であった者）の死亡の当時、その方によって生計を維持されていた^{※1}次表の「遺族」に該当する方

順位 ^{※2}	遺族	要件等
1位	配偶者	◎夫は55歳以上であること（支給開始は60歳以上。ただし遺族基礎年金の受給権がある場合は60歳前から支給） ・妻には年齢制限はない
	子	◎18歳に達する日の属する年度末までの間にある未婚の子 ◎障害等級が1級又は2級の障害の状態にあり20歳未満である未婚の子 ・子に対する遺族年金は、配偶者が遺族年金を受給している間は支給が停止されます。
2位	父母	◎55歳以上であること（支給開始は60歳以上）
3位	孫	◎18歳に達する日の属する年度末までの間にある未婚の孫 ◎障害等級が1級又は2級の障害の状態にあり20歳未満である未婚の孫
4位	祖父母	◎55歳以上であること（支給開始は60歳以上）

※1 被保険者と生計が同一で年収850万円未満（又は所得655.5万円未満）であること
死亡した当時、収入又は所得が限度額以上でも、おおむね5年以内に限度額未満となると認められる事由（退職または廃業など）がある方は該当します。

※2 遺族厚生年金を受けられる順位で、最も順位の高い方が年金を受給できます。

【遺族に支給される年金】

子のある配偶者又は子には、「遺族基礎年金」(国民年金)も併せて支給されます。

	共済組合から支給	日本年金機構から支給	遺族基礎年金額 (令和3年度)
子のある配偶者	遺族厚生年金	遺族基礎年金	780,900円/年+子の加算 ^{※1}
子	遺族厚生年金 ^{※2}	遺族基礎年金 ^{※2}	780,900円/年+2人目以降の子の加算 ^{※1}
その他の遺族 ^{※3}	遺族厚生年金		

※1 子の加算

【年金額 (令和3年度)】

- ◆ 1人目・2人目の子 各 224,700円/年
- ◆ 3人目以降の子 各 74,900円/年

※2 子に対する遺族年金は、配偶者が遺族年金を受給している間は支給が停止されます。

※3 夫が死亡したときに40歳以上で子のない妻が受ける遺族厚生年金には、65歳になるまでの間、中高齢寡婦加算として585,700円(令和3年度)が加算されます。

【遺族厚生年金と老齢厚生年金を受給できる方】

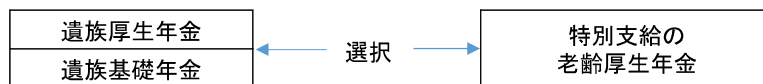
65歳前の方は、いずれか一つの年金を選択して受給することになります。

65歳以上の方は、まず、御自身の老齢厚生年金^{*}を受給し、遺族厚生年金は、老齢厚生年金より額が高い場合に、その差額を受給できます。老齢厚生年金の方が高い場合は、遺族厚生年金は全額支給停止となります。

※ 在職等により、老齢厚生年金が停止されている場合は、その停止前の額。
(加給年金額は除く)

65歳前

【例 遺族厚生年金と遺族基礎年金を受給している方が特別支給の老齢厚生年金を受給できるようになった場合】



65歳以降

【遺族厚生年金と老齢厚生年金の受給イメージ】

